

平成24年度における施策評価

施策評価調書

政策コード	14	政策名	福祉サービスの充実		
施策コード	2	施策名	障害者の自立支援の充実		
幹事部局コード	4	幹事部局名	健康福祉部	担当	障害福祉課
評価者・実施日	1次評価（健康福祉部長）		平成24年7月31日		

1 施策の方向性（必要性と目的）

障害者が社会的・経済的に自立できる社会の実現のためには、地域における居住の場と就労の機会の確保及び日常生活で生じる様々な問題への適切な支援が重要である。このため、施設入所者及び退院可能な精神障害者の一定数の地域移行や、障害者の作業工賃水準の向上を図り、障害者が地域で自立し生きがいをもって社会参加できる生活基盤の整備を推進する必要がある。

2 施策の状況

(1) 施策目標及びその達成状況

●施策目標(評価指標)		基準値	年度	H22	H23	H24	H25	備考
		年度						
①	グループホーム等利用人員	486	目標値	879	941	813	897	H23実績値は H24年7月末 時点
		19	実績値	759	1,099			
			達成率	86.3%	116.8%			
②	施設における作業賃金	12,183	目標値	21,000	25,000			
		19	実績値	13,060	14,892			
			達成率	62.2%	59.6%			
③	障害者雇用者数(累計)	2,350	目標値	2,500	2,530	2,560	2,590	
		19	実績値	2,671	2,821			
			達成率	106.8%	111.5%			
達成度				C	B			

達成度 A:「全て達成」 B:「半分以上達成」 C:「達成が半分未満」 D:「全て未達成」 E:「その他」

(2) 施策の推進状況

①障害者の自立と社会参加を促進する居住の場の確保

■取組内容

○障害者が社会の構成員として自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法による介護・訓練等給付や、市町村地域生活支援事業による日常生活用具給付・日中一時支援などを実施するとともに、円滑な地域生活への移行に向け、障害児・者施設整備補助事業、障害者自立支援等臨時対策事業を実施し、グループホーム等の整備を促進した。

■取組の成果

○障害者自立支援法の各福祉サービスや、同法の一部改正による同行援護、グループホーム・ケアホームの家賃補助の制度等について、市町村と連携しながら内容の周知に努め、利用者の円滑なサービス利用についての支援を図った。サービス利用については、利用者負担の軽減措置の継続等から増加傾向にあり、利用者のニーズにあったサービスの提供が進んでいるものと考えている。

○平成23年度の障害児・者施設整備補助事業では5箇所、障害者自立支援等臨時対策事業では1箇所のグループホーム等を整備しており、いずれもグループホーム等を整備することで利用する障害者の自立や地域移行の促進につながったものと考えている。

■課題と今後の推進方向

○障害者自立支援法については、国において同法を廃止し、新たに「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することで検討を進めていたが、平成24年3月13日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が国会に提出され、同年6月20日に成立した。これに基づき、平成25年4月より、障害者自立支援法は「障害者総合支援法」となり、平成26年4月1日からは、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護対象者の重度の知的・精神障害者への拡大等が図られることとなった。

○制度改正の詳細は、今後政省令により確定されていくため、国の動向を注視する必要があるが、平成24年4月からは、平成22年12月に成立した「つなぎ法」の内容が全面施行となっており、「相談支援の充実」や「障害児・者支援の強化」の内容等につき、適切に対応していく必要がある。

○「市町村地域生活支援事業」は、市町村の裁量により実施されている。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスが行われるよう、市町村を支援していく必要がある。

○障害者の自立や地域移行を目指し、その受け皿となるグループホーム等の整備がこれまで以上に望まれる状況下で、障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）等を活用してグループホーム等を圏域ごとのバランスに配慮しつつ計画的に整備を促進する必要がある。

②障害者の工賃倍増5か年計画の推進

■取組内容

○「工賃倍増支援事業」において、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に実績のある企業のコーディネイトにより、事業所職員を対象に「工賃向上商品力アップ研修」を開催するとともに、企業の経営への支援を行うため、「工賃向上アドバイザー」を事業所に派遣し、事業所における販路拡大や工賃向上について支援した。

○同じく、「障害者施設の販路拡大推進事業」により、障害福祉サービス事業所等で製造した製品の販路拡大にあたるコーディネーターを配置した結果、製品を取り扱うコンビニエンスストア数が増加した。

○「授産施設等活性化支援事業」において、障害者が効率的な生産活動や訓練を行う環境整備のため、生産技術等のノウハウをもつスタッフの配置に係る人件費を助成した。

■取組の成果

○「工賃向上商品力アップ研修」には、38事業所47名が参加し、「自主製品マーケティング」「商品改良ワークショップ」等、講義と演習を組み合わせた研修を受講し、自主製品の改良や売場づくりの方法等について、理解を深めることができた。

○「工賃向上アドバイザー」として、中小企業診断士を障害福祉サービス事業所（3か所）に派遣し、収益の高い生産活動への重点化・集約化、経営方法の点検等の指導など、工賃向上の取り組みを支援した。

○「授産施設等活性化支援事業」を活用し、22施設に、生産活動のあり方、作業の効率化、新製品の企画等の業務を行う専門スタッフ22名が配置された。

■課題と今後の推進方向

○新体系サービス事業所を開始したばかりの事業所・自主製品の開発が難しい小規模な事業所・生産活動の大部分が受託作業（下請け）である事業所等は、近年の景気低迷の影響もあり、思うように工賃が伸びていないが、各種支援の活用により、事業経営の見直しや自主製品の開発等を行い、着実に工賃を向上させている事業所もある。全体としての工賃は前年より大きく向上しているが、目標値には及ばない状況であり、今後は、これまでの事業の成果を検証した上で、事業所の底上げを図る支援を行う必要がある。

③障害者の就業支援の充実

■取組内容

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者雇用の拠点整備や職業訓練などの就職支援、国の助成制度の周知啓発などにより、障害者の雇用拡大を推進した。

■取組の成果

○3月末の就労中の障害者数は、平成23年度末現在で2,821人となっており、前年度より150人の増加した。

○地域の障害者雇用の拠点となる「障害者就業・生活支援センター」を充実させるため、未設置圏域においてサポート体制を強化し、センター設置に向けての取り組みを実施した。

○企業等での作業実習を通じた実践的な職業訓練を実施し、平成23年度において6人就職に結びつけられた。

■課題と今後の推進方向

○障害者雇用者数は、経済雇用情勢によって大きく左右され、近年の情勢からみても大変厳しい状況であるが、障害者就業・生活支援センターを中心として、新たな分野や職種なども含めた障害者の受入企業を開拓するための支援を行い、障害者の雇用拡大を推進する。

○ハローワーク、障害者職業センター等関係機関と連携し、職業訓練などの就職支援の充実や国の助成金制度の周知啓発等を通じ、障害者の雇用促進に向けた取り組みを行う。

④障害児（者）を総合的にサポートする中核的センター機能の充実

■取組内容

○障害児（者）の障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的な運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。

○在宅の障害児（者）及びその家族の地域での生活を支援するため、県内8圏域に設置した療育拠点施設において、療育に関する相談指導等を実施したほか、障害児リハビリ及び障害児歯科診療を実施する療育医療拠点施設4か所に対する運営費補助を行った。

■取組の成果

○外来患者数やリハビリの実施件数等が前年比で増加するなど、県の中核的施設としての機能の向上が図られ、安定的な運営基盤が構築された。また、県内療育医療拠点施設から理学療法士等の研修を受け入れたほか、これら拠点施設と患者情報の共有化を進めるなどにより、連携が強化された。

○県内8圏域の療育拠点施設において、延べ6,478件の療育指導等が実施されたほか、県内4か所の療育医療拠点施設において延べ1,497件のリハビリ及び延べ573件の歯科診療が実施されるなど、在宅の障害児（者）が身近な地域で適切な療育を受ける体制の構築が進んだ。

■課題と今後の推進方向

○県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備を図り、県内どこでも必要な支援を受けることができる地域づくりを推進する。

○県内医療機関や特別支援学校、障害者施設、市町村等関係機関と連携を図り、障害児（者）一人ひとりの障害の状況や家庭環境などに応じた適切な支援を行う。

3 評価

(1) 施策幹事部長による1次評価

評価結果	●施策の推進状況 ○グループホーム等の利用人員は目標を達成しており、施設における作業賃金の向上については、前年比で作業賃金が1,800円程度向上するなど、一定の成果を確認できた。 ○障害者雇用者数については前年比で150人増加しており、引き続き目標を達成できた。 ○県立医療療育センターは、外来患者やリハビリの実施件数が前年比で増加するなど、県の中核的施設としての機能の向上が図られ、安定的な運営基盤が構築されてきており、障害者の自立支援に向けた体制づくりが着実に進んでいる。
概ね順調	●課題と今後の推進方向 ○県障害者計画（平成23年4月策定）等に基づき、障害者の地域生活移行と経済的自立の推進を図っていくが、平成24年4月から全面施行される障害者自立法の一部改正法（「つなぎ法」）の改正内容を着実に実施するとともに、平成24年6月20日に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により制定が決定された「障害者総合支援法」について、国の動向を注視する必要がある。

(2) 企画振興部長による2次評価

評価結果	●施策の推進状況
	●課題と今後の推進方向

4 評価結果の反映状況等（対応方針）

--

5 政策評価委員会の意見

--